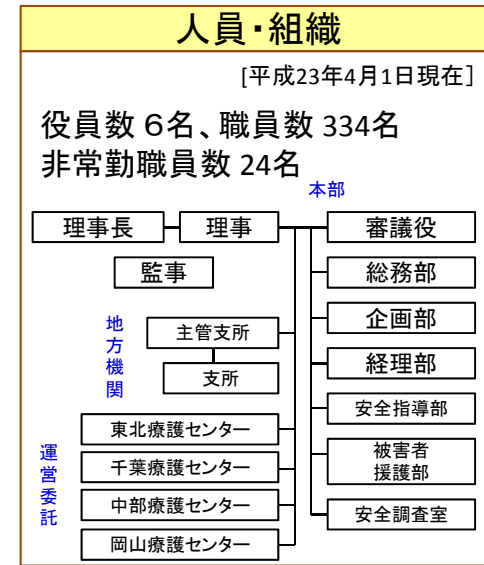
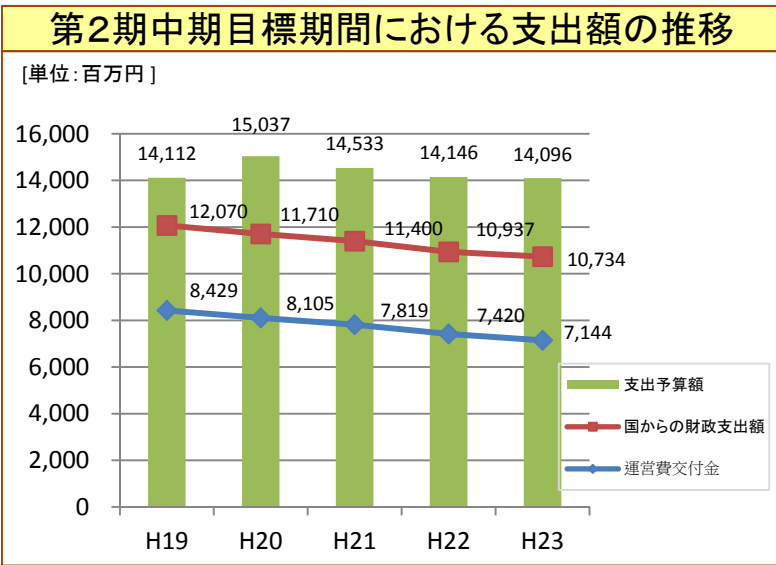


沿革	
昭和48年12月	自動車事故対策センター設立
平成15年10月	独立行政法人自動車事故対策機構設立

平成23年度当初予算	
(収入)	
運営費交付金	7,144百万円
施設整備費補助金	380百万円
政府補助金	3,210百万円
回収金等収入	722百万円
業務収入	1,889百万円
その他収入	58百万円
合計	13,402百万円
(支出)	
人件費	3,341百万円
業務経費	7,803百万円
施設整備費	380百万円
一般管理費	1,114百万円
貸付金	269百万円
借入金償還	1,190百万円
合計	14,096百万円

業務内容
自動車事故の発生防止及びその被害者への援護のために以下の業務を実施。 ・運行管理者等指導講習及び運転者適性診断(安全指導業務) ・介護料支給、療護施設の設置・運営等による重度後遺障害者への援護、育成資金の無利子貸付等による交通遺児等への援護(被害者援護業務) ・自動車の安全性能について試験による評価を行い、その結果を公表(自動車アセスメント)



第2期中期目標・中期計画(平成19~23年度)の主な達成状況(平成22年度末現在)

●業務運営の効率化に関する事項等

事項	数値目標	達成状況
自己収入比率(指導講習・適性診断)	最終事業年度において50%以上	61.0%
一般管理費	最終事業年度において15%程度に相当する額を削減(平成18年度比)	▲16.8% 削減
業務経費	最終事業年度において10%程度に相当する額を削減(平成18年度比)	▲23.6% 削減
人件費	平成22年度末までに5%以上を基本とする削減(平成17年度比)	▲12.6% 削減

●国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

事項	数値目標	達成状況
療護センターにおける脱却者 ※脱却:一定の意思疎通・運動機能の改善	最終事業年度までに75人以上	75人(平成22年度まで)
療護施設で得られた知見・成果について、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表	年15件以上	平成19年度26件、平成20年度37件、平成21年度33件、平成22年度27件

昨年10月の行政刷新会議「事業仕分け第3弾」評価結果及び昨年12月の閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、**安全指導業務の民間移行、自動車アセスメント業務の他独法への移管及び重度後遺障害者の支援に集中する**との観点により、中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しを行う。

一般業務

● 安全指導業務



○適性診断

運送会社のプロドライバーに対し、専用の機器を用いて運転特性、視力等を診断し、安全運転を指導
 ・H22年度受診者数 46万人

○指導講習

運送会社でプロドライバーを指導する役職である「運行管理者」に対し、指導上必要な知識・ノウハウを講習
 ・H22年度受講者数 14万人

【安全指導体制】

- ・民間が実施するものと一体的かつ総合的な安全指導体制の拡大
- ・ユニバーサルサービスの確保にも留意しながら、民間参入を積極的に支援

【安全指導業務の充実・改善】

- ・ニーズに適切に対応した安全指導業務の実施

● 介護料の支給



重度後遺症の被害者に、日々の介護に必要な経費を支給
 ・H22年度支給実績 4,697人

【重度後遺障害者への介護料の支給等】

- ・自賠償制度のセーフティーネットの一環として、介護料支給とともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実
- ・介護家庭への個別訪問や被害者団体との交流等により得られたネットワークや療護施設で得られた知見・成果を活用
- ・被害者救済対策を総合的、一体的に実施し、重度後遺障害者及びその家族のニーズに即した支援を実施

● 自動車アセスメント



自動車を市中で購入し衝突試験によって、最低限の安全基準をどの程度上回る安全性があるかを評価し、国民に公表
 ・H22年度 17車種

【自動車アセスメント情報提供業務】

- ・(独)交通安全環境研究所への移管及びかかる体制整備について、所要の取組みを実施(移管が行われるまでの間においては、引き続き、法人が業務を実施)

療護業務



- 療護センター等の運営
遷延性意識障害の被害者を専門に受入れ治療・看護
・全国6カ所(262床)

【療護施設の設置・運営】

- ・療護センターにおいて、医学的な観点から公平な治療機会の確保を図りつつ、質の高い治療・看護を実施。
- ・療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関において最大限に活用。
- ・委託病床のさらなる量的な拡大については、近畿地区等への拡大を図るほか、引き続きその必要性を検討。

貸付業務



- 育成資金貸付
生活困窮家庭の交通遺児等に対し、生活資金の貸付、友の会活動等の支援
・H22年度実績 502人

【業務運営の効率化】

交通遺児等貸付について、より適切な債権管理・債権回収を強化。

廃止、民営化等の措置を講じない理由

- 安全指導業務
 - ・自動車事故防止対策の基本である安全指導業務の実施は、広く全国における機会の確保が必要。
 - ・民間参入が促進されるものの、民間等の主体のみでは、採算性の問題等から、全国をカバーするサービスが提供されないおそれがある。
 - ・全国50箇所支所を有し、全国をカバーするサービスを行い得る当該法人以外にこうした業務を安定的、継続的に担い得る組織は不存在的。
- 被害者援護業務(療護業務、介護料の支給、貸付業務)
 - ・当該法人の療護施設は、自動車事故による最重度の後遺障害者に特化するなど、民間の医療機関では代替性がない。
 - ・療護施設の運営、介護料の支給等の被害者救済対策を一体として効率的、効果的に実施。
 - ・公共性が高く、収益性のない業務の性質上、廃止、民営化等は不可能。
- 自動車アセスメント
 - ・(独)交通安全環境研究所に移管(移管までは当該法人が実施)。

組織・運営の見直しに係る主な具体的措置

- 事務所等の見直し
主管支所、支所ごとの業務実態を把握した上で、安全指導業務における民間との役割分担や、事業仕分け結果を踏まえ、被害者救済対策の充実の必要性に基づいた業務の集約化・効率化。
- 人件費の適正化
給与水準については、引き続き、対国家公務員指数(ラスパイレス指数)を指標とし、監事監査及び評価委員会による事後評価においても、厳格なチェックを実施。

前回「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況

- 交通遺児等に対する生活資金貸付の業務コスト削減
平成19年度、平成20年度において債権回収要員の主管支所への集約化、債権回収業務の効率化(平成18年度比26.8%の経費を削減)。
- 支所業務の集約化、要員配置の見直し
主管支所、支所における業務の集約を含めた見直しを行い、管理職の一般職への振替を含め法人全体の管理職の配置を見直し(平成22年度までに平成18年度比で約15%に相当する管理職(194人中30人)を削減)。